

「子ども中心」の取組み



中野区児童相談所

中野区児童相談所

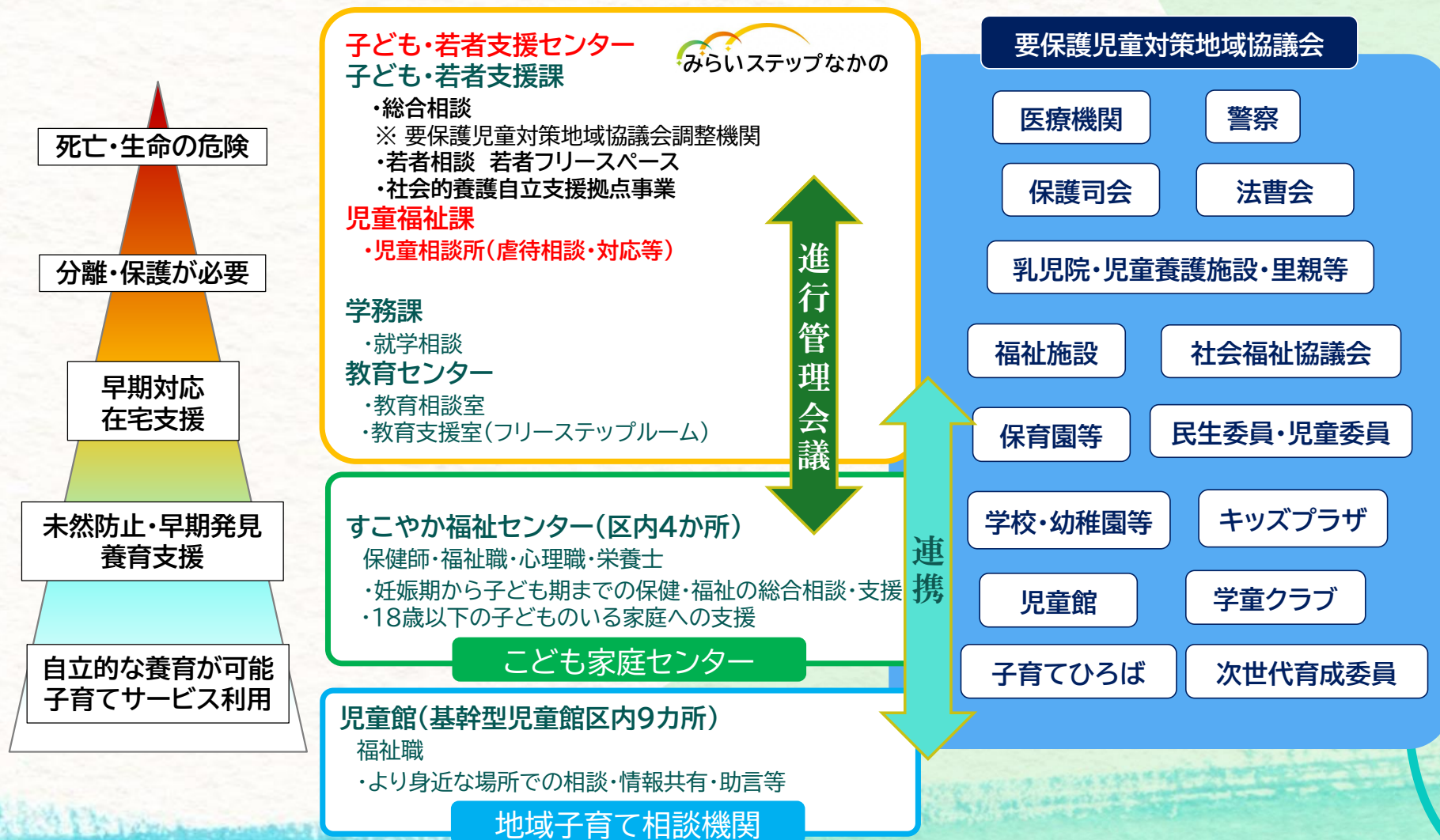
人口 約34万人（こども人口:3万5千人）
面積 15.59km²

令和2年4月 江戸川区 世田谷区
令和2年7月 荒川区
令和3年4月 港区
令和4年4月 中野区
令和8年4月現在
23区中10区が区児童
相談所を設置



令和8年度に杉並区が区児童相談所を設置します。北区も区児童相談所の設置に向けて準備を進めています。
近隣区では、練馬区は東京都練馬児童相談所が設置されました。渋谷区は区児相の設置は行わずに東京都と連携するとし、新宿区は、昨年末に区児童相談所の設置を断念したと報道がありました。

中野区の子ども・家庭相談の仕組



○中野区児童相談所運営基本方針

【当事者中心の関り】
家族が主体的に 子どもの安全をつくることを
あらゆる人と手を携えて 支える

1 基本姿勢

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、**子どもの夢と希望を実現するため**、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

2 基本方針・取組

- ①子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ②子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

子どもの意見
聴取等措置

子どもの意見
表明等支援



○運営の基本

サイNZ・オブ・セーフティ アプローチ 職員啓発 子ども・家庭支援の強み 共通の指針

子どもから夢と希望を教えてもらうことから始めます

○私たちは、常に子どもの思い・願いを支援の中心において、家族とともに大切にしていきます。

○支援は子どもたちから、「心配なこと」「安心なこと」「夢・希望」を教えてもらうことから始め、子どもに絵や文章で表現してもらうようにします。

○子どもに許可を取って、子どもの思い・願いを、家族に見ていただきます。

○子どもの願いに触れたとき、家族の中に何かが生まれ、家族は動き出します。

○子どもの願いの実現のために児童相談所との協働が始まっていきます。

家族とともに起きたできごとをアセスメントします

○アセスメントは家族とともに行います。児童相談所は、子どもに起きた「心配な出来事」をつぶさに把握するとともに、「安心」「これからおきるとよいこと」を家族とともに話し合い、まとめていきます。

○「心配な出来事」については、単に虐待の告知をするということではなく「そうした状況が何も変わらなければ、子どもにどのような危険が起きる可能性があるのか」について家族と共有します。

○子どもの未来の危険を共有することで児童相談所がかかわる理由を説明し、家族が今起きていることの現実を受け止められる支援をしていきます。

○その上で、子どもの安全が守られ、幸せな生活が送られている姿「安全のゴール」を共有しそれに向かって家族と児童相談所は協働していきます。

家族がつくる子どもの安全を地域とともに支えます

○家族は、アセスメントをふまえ、子どもの安全な生活のために何があればよいかを主体的に考えます。

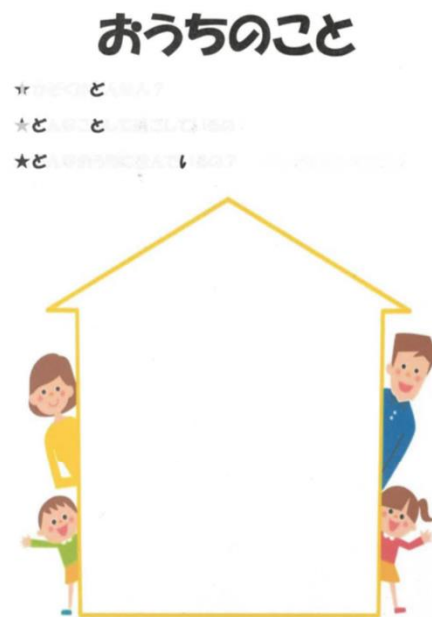
○児童相談所は、家族自らが親族、友人、知人など身近な支援者とともに家族の強みを活かした安全プラン(危険な状況の回避策)をつくることのできるよう支援します。

○児童相談所と地域の関係機関は、日々の関わりやサービス利用などがスムーズにいくように必要な情報を共有し、家族が子どもの夢と希望の実現に向けて歩みだし、子どもの安全が確実に守られるしくみができるまで、ともに家族を支援していきます。

中野区児童相談所の特徴

- 1 初動から一貫したより迅速な対応と意思決定
区児童相談所の判断で、迅速な対応が可能
S of Sによるソーシャルワークの平準化
- 2 地域と連携したきめ細かい支援の実現
区の子育て支援サービスの活用や地域の関係機関との連携による支援
- 3 児童相談所の専門機能が区民の身近に
児童心理司による心理支援や専門医による医学診断、一時保護による行動観察
等、専門的かつ総合的な支援
療育手帳（愛の手帳）の判定の迅速化
- 4 一時保護所の運営
個室化、学校と連携した学習支援、英語教育、登校支援、個別外出、第三者に
よる意見表明支援（アドボケイト）、いちほ会議等の実施

子どもの声を聴く



子どもの意見聴取等措置(令和6年～)



担当で検討

- 注意事項
- すでにやっていることもある
- どんな時に何をやるのか



所内周知

- 法改正のポイント
- 記録の方法
- 援助方針会議での記載



再周知

- 徹底事項
- 手順の見える化
- 一時保護時の司法審査に向けて

援助方針会議における子どもの意見の取扱い

会議提案資料	
援助指針	(例)父は児童相談所に対して「母や〇〇さんが悪いことをするから自分が暴力を振るわざるを得ない」との主張を繰り返している。母は〇〇さんが家に帰るにあたって細かく〇〇さんへの指示を一方的に書いた手紙を持参したが、〇〇さんは読むことも無く破り捨て母に対して「殺してやりたい」と発言するなど、親子関係の不調は根深い。〇〇さんは、父母に見捨てられる不安から施設入所に対して同意しないものの、父母との生活には不安を訴え続けている。〇〇さんが安全で安心できる環境で養育される中で、親子関係を再構築することが必要であるため、本件は児童養護施設入所が適当と判断した。 ※児童の意向(意向確認日:令和■■■年◎◎月▲▲日)父母と一緒に暮らすことは怖い、家には帰りたいと施設入所を拒否
例のように、援助指針に「※」で児童の意向を記載します。 児童相談所の方針と児童の意向が一致していない場合は(例)のように、一致していないことをそのまま明記します。 援助決定の際に子どもが意見を伝えることができることを知らせてください。(別添:意見の伝え方)	

援助方針会議への子どもの参画



子どもへ説明

- 援助方針会議とは
 - 会議風景写真
 - 子どもの意見聴取
- 意見表明にかかる児童相談所の考え



参画する方法

- 会議の場に参加
- オンライン参加
- インタビュー撮影
 - 手紙を書く
 - 担当者が代読



会議当日

- 安心できる空間
- 安心できる職員
- 多くの子どもの意見を聴き取る質問
- 子どもへのコメント

いけん つた かの 意見の伝え方

ちよくせつかいぎ で
①直接 会議に出る

3人

かいぎ で
②オンラインで会議に出る

1人

どうが と
③動画を撮ってながす

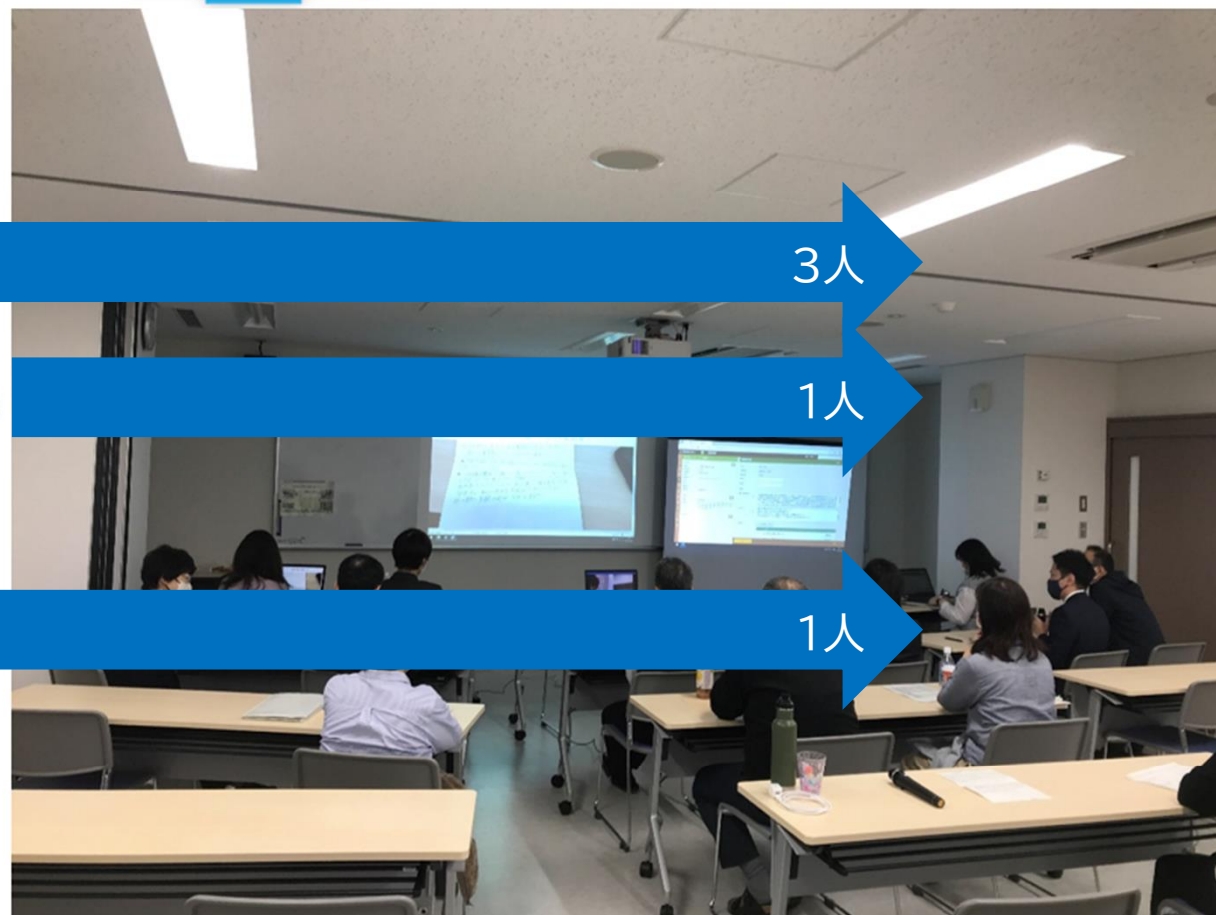
てがみ か
④手紙を書く

1人

おとな はな
⑤大人がかわりに話す

☆てつだえるひと☆

ふくしし、しんりし、いちほの大人、アドボケイトさん



子どもアドボカシー事業（中野区）

中野区では、令和5年4月から子どもアドボカシー事業を実施しています。

子どもアドボカシー事業では、第三者(子どもの声を聴くことの専門性を有する団体の意見聴取者(アドボケイト))が、中野区の委託事業として、子どもの声を聴き、意見表明等を支えます。

【対象】

中野区児童相談所が措置等を行った一時保護施設、児童福祉施設または里親家庭で生活する子ども

【実施内容】

子どもが意見や意向を形成することへの支援と子どもからの意見聴取

【意見等の取扱い】

子どもの意向を尊重し、意見の代弁、意見表明の場への同行、意見を聴くのみにとどめる等を行います。

【目標】

(1)子どもが自分の権利について理解し、権利を行使する主体となるためにエンパワメントされている。

(2)子どもが自らの気持ちや考えをありのままに受け止められ、意見表明によって自らの願いを実現しやすい環境が築かれる。

本人の意見表明を支えるしくみ

制度としての
意見聴取

児童相談所等

独立した
第三者からの
意見聴取

アドボケイト

本人の
意見表明

同じ経験を持つ人等からの
意見聴取

友人等

インフォーマルな関係での
意見聴取

家族・養育者等

子どもアドボカシー事業（中野区）

【実施方法】

一時保護施設

毎週1回、アドボケイトが一時保護施設に訪問しています。
説明やワークショップを実施したうえで、子どものリクエストに応じて個別対応しています。

里親家庭・児童福祉施設

定期訪問を年2回程度及び子どもの希望に応じた不定期訪問を行います

①～④について個々に調整しながら実施します。

- ① 施設・里親家庭に担当の児童福祉司等から事業の概要を説明します。
- ② 施設・里親家庭にアドボケイト等から訪問日時の調整を行います。
- ③ アドボケイトが施設・里親家庭に訪問して子どもから話を聴きます。
子ども向けのワークショップ等を行う場合もあります。
- ④ 子どもから聴いた話については子どもと相談して対応します。

（参考）

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律66号)により、児童相談所設置自治体等が子どもの意見表明等を支援する事業の実施に努めることが位置づけられ、令和6年4月に施行されています。

委託団体

一般社団法人
子どもの声からはじめよう

<https://kodomo-no-koe.qloba.com/>

中野区事務局

子ども教育部
子ども・教育政策課

中野区中野4-11-19
03(3228)5734

権利擁護PTスケジュール

分担確認

【里親家庭・施設等への訪問アドボケイトの運用(委託事業)】

- ・家庭復帰したお子さんへのアドボケイト対応
- ・説明シナリオを使用して順次説明。
進捗管理(新権利ノートと合わせて)

分担確認⇒子ども・教育政策課
(主に児相・企画調整と連携協力)

【所管施設等への権利擁護普及・啓発、専門研修】

- ・乳児院へのアドボ導入について進捗確認
- ・年8回を予定。一保研修も継続実施。

分担確認⇒子ども・教育政策課
(主に児相・企画調整と連携協力)

【児童福祉審議会での子どもの声を受け止めるしくみ等】

- ・新権利ノートと合わせて周知。
児福審で意見を言いたい子がいた際の対応確認。

分担確認⇒子ども教育政策課

【意見聴取等措置】

- ・乳児・幼児の意見聴取方法は継続検討。

分担確認⇒児相・企画調整係

【一保生活ガイド運用、訪問アドボケイト運用】

- ・外国籍の子向けの作成を検討。
- ・長期保護児への一保での生活の記録等を渡すことについて検討。
- ・生活ガイド・私物提供マニュアルの試行実施、
状況の進捗管理。

分担確認⇒児相・一時保護係

PTスケジュール 606会議室

第1回	4月17日(金)	13:00～
第2回	5月15日(金)	13:00～
第3回	6月19日(金)	13:00～
第4回	7月17日(金)	13:00～
第5回	8月21日(金)	13:00～
第6回	9月18日(金)	13:00～
第7回	10月16日(金)	13:00～
第8回	11月20日(金)	13:00～
第9回	12月18日(金)	13:00～
第10回	1月15日(金)	13:00～
第11回	2月19日(金)	13:00～
第12回	3月19日(金)	15:00～

中野区児童相談所の課題

- 1 社会的養育推進計画の推進
パーマネンシー保障に基づくソーシャルワークの実践
里親養育の包括的支援の実施
児童相談所が行う措置等の決定時の子どもからの意見聴取の徹底
親子関係形成支援事業の地域展開
- 2 児童福祉法等の改正に伴う対応
一時保護の司法審査への適切な対応及び一時保護委託先
登録制度、共同親権等への対応
- 3 児童相談機能の維持向上
相談対応件数に応じた職員の確保・育成
適切なリスクアセスメント、専門相談体制の維持
個々の子どもの状況に応じた連携支援の展開
児童相談業務の効率化、第三者評価の振り返り

